

第19回 第3章 近世社会の形成と庶民文化の展開

江戸幕府と大名・朝廷

執筆・講師
山本博文

学習のねらい

1603年、徳川家康が朝廷から征夷大將軍に任命され、江戸幕府が成立した。豊臣政権から江戸幕府がどのようにして成立したのか、江戸幕府が行った大名統制、また朝廷や寺社の統制はどのようなものだったかを理解する。

江戸幕府の成立

豊臣秀吉の死後、後を継いだのは秀吉の子の秀頼だったが、幼少だったため、有力大名である五大老（徳川家康・前田利家・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝）と五奉行（石田三成・浅野長政・増田長盛・長束正家・前田玄以）が合議して、政治を代行することになった。しかし、前田利家が没したことにより徳川家康の力が強まり、石田三成は失脚することになった。家康は、会津の上杉景勝が謀反を企てているとして会津攻めに向かうが、その間に三成が挙兵し、毛利輝元・宇喜多秀家らも三成に味方した。こうして、全国の名主が家康方の東軍と三成方の西軍に別れて争い、関ヶ原の戦いで東軍が西軍を破った。三成は京都で処刑され、輝元は120万石の領地を37万石に削減されるなどして、西軍に属した大名の多くは改易（領地没収）や減封（領地削減）・転封（領地移動）などの処分を受けた。

1603年、家康は、朝廷から征夷大將軍に任命され、1605年には子の秀忠に將軍の地位を譲り、政権を徳川家で世襲していくことを示した。そして1614年（大坂冬の陣）、1615年（大坂夏の陣）に行われた大坂の陣によって豊臣家を滅ぼし、江戸幕府の支配を確立させた。

幕府の大名統制

江戸幕府は將軍直属の武家（直臣）で1万石以上の領知を持つ者を大名とした。領地から年貢を徴収する権利を知行といい、大名が將軍から与えられた知行を領知という。大坂の陣の後、幕府は、一国一城令を出して大名の居城を一つに限り、それ以外の領内の城は破壊させた。ついで武家諸法度を制定し、城を無断で築いたり修理したりすることを禁じ、大名間の婚姻には許可が必要であるとした。1635年、3代將軍家光は、武家諸法度を改定し、大名の参勤交代を義務とした。これによって大名は妻子を人質として江戸に住ませ、一年ごとに領地から江

戸に出てきて将軍に挨拶することとされた。また、大名には幕府関係の城の建設や修復、治水事業などの土木・建設工事などの御手伝普請^{おてづたいぶしん}を命じた。参勤交代や御手伝普請は大名の大きな負担となった。

大名は二百数十家あり、徳川氏の一族を親藩^{しんぱん}、関ヶ原合戦以前から徳川家に仕えた家を譜代^{ふだい}、それ以後に従った大名を外様^{とさま}とした。親藩や譜代の大名は、江戸の周辺や全国の要地に、有力な外様大名は江戸から遠く離れた地に配置された。各藩は、家臣を城下町に集住させ、藩主を頂点に家臣を家老や奉行に任命して政治を行わせた。幕府と藩によって全国の土地と人民を支配するしくみを「幕藩体制^{ぼくはんたいせい}」と呼ぶ。

幕府の朝廷・寺社統制

1615年、幕府は、禁中並公家諸法度^{きんちゅうならびにくげしよほつと}を定め、天皇に学問を第一とするなどの心がまえを説くとともに、公家の席次や昇進にまで規制を加えた。天皇に残された権限は、年号・暦の制定と形式的な官位を授与することだけになり、これも幕府の承認が必要とされた。幕府は、京都所司代を置いて朝廷を監視し、武家伝奏^{ぶけでんそう}に任命された公家を通じて朝廷を統制した。

幕府は、早くから寺院法度^{じいんほつと}を出し、宗派ごとに本山が末寺を統制する本末制度^{ほんまつせいど}を確立させていたが、1665年には宗派をこえた寺院法度を出し、全国の寺院に幕府の統制がおよぶようにした。神社・神職に対しても、同年、諸社禰宜神主法度^{しよしゃねぎかんぬしほつと}を出して、統制を加えた。こうした統制は、宗教勢力が幕府の支配の安定に役立つものにするために行われた。